

第6次総合計画基本構想

および基本計画（改訂版）

第6次総合計画は、平成27年度から平成34年度までの8年間における、本町の進むべき方向性を明らかにしたものです。「ふるさととは栗山です。」をまちの合言葉に、次世代に誇れるふるさと栗山を築いていくため、町民一人ひとりが主役となり、和衷協力の精神で地域に根差したまちづくりを進めてきました。

本年度をもって前期4年間の実施計画期間が終了することから、平成31年度から向こう4年間の具体的な戦略を定める後期実施計画について、これまでの取り組みの検証と社会経済情勢の変化への対応、また、町長の

公約事業を踏まえた中で、総合計画審議会をはじめ、まちづくり懇談会やパブリックコメントなど、町民参加と情報共有を図りながら計画づくりを行ってきました。

また、町議会との一般会議や中長期財政問題等調査特別委員会で、議論を重ね、2月20日に行われた第2回栗山町議会臨時会で、第6次総合計画基本構想および基本計画の改定について、議決承認されました。



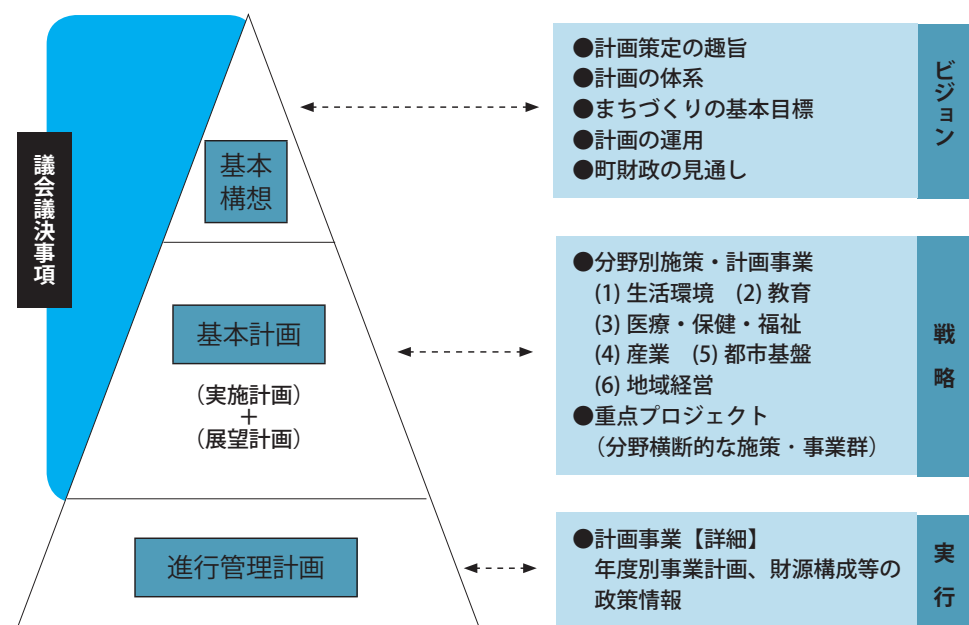
【第6次総合計画基本構想】
第6次総合計画の基本構想は、平成27年度から平成34年度までの8年間の計画期間におけるまちづくりの基本目標として、まちの将来像をはじめ、重点政策方針や計画期間中の目標人口、分野別政策の基本方針および町財政の見通しなどを定めています。

計画の構成は図1のとおりです。

【目標人口 12000人】
計画期間における目標人口を当初計画策定時と同じく12000人としています。人口減少や少子高齢化が進行する中、子育て・教育環境の充実をはじめ、雇用の場の創出を図り、この減少傾向を少しでも食い止めていきます。

【図1】

（1）計画の構成



【総合計画審議会での審議】

総合計画審議会（北輝男会長）は、町内各種団体の代表や一般公募など総勢25人の委員で構成され、約3カ月間という時間的な制約がある中で、町民目線での視点や専門的見地から、真摯にかつ慎重に審議をいただき、各分野の計画原案に対する提言をいただきました。



意見の内容（一部抜粋）は次のとおりです。

I 生活環境

地域防犯活動の推進

◇安全・安心な地域社会を形成するため、防犯・安全対策の充実・強化を図るとともに、防犯カメラの設置（通学路や不特定多数の利用がある施設など公共性の高い場所、プライバシー配慮と運用

管理の徹底）など、効果的な対策を進めていくべきである。

II 教育

ふるさと総がかりによる教育の推進

◇ふるさと自然体験や土曜授業など積極的に進められているが、今後の展開に向けては、この取り組みの全体構造など町民理解が不可欠であり、さらなる情報発信に努めるべきである。

北海道介護福祉学校の運営

◇介護福祉学校は、募集定員を大きく下回っている現状が続き、毎年度、多額の公費負担が生じている。介護人材ネットワークの構築や職業実践専門課程の認定、外国人留学生の受け入れなど新たな対策を講じつつ、魅力と特色ある学校づくりを計画的に進めるべきである。また、計画期間内において、これらの取り組みによっても学生確保の状況が改善しない場合に

ついては、学校運営の抜本的な見直しを検討すべきである。介護人材の確保が重要課題となっている中で、今後においても優秀な介護人材を輩出し続けるとともに、介護職の処遇改善や魅力向上、定着促進に向けた関係機関への要請など積極的に取り組むべきである。

栗山高校の魅力づくり

◇栗山高校は募集定員に満たない状況が続いており、今後も人口減少や少子化の進行など、間口削減や将来的には募集停止など懸念される状況にある。このため、生徒確保に向けた支援策の拡充はもとより、介護福祉学校との連携や職業コース導入など本町の特色を活かした学校づくりについて、今後協議される「栗山高等学校魅力づくり委員会」の意見も踏まえた中で早急に検討すべきである。

成人・高齢者教育の推進

◇いきいきスクールは近

年、参加者の固定化や減少傾向が続いていることから、ニーズに応じた事業の展開はもとより、社会教育と福祉分野との連携による参加促進に向けた取り組みを推進すべきである。

国際交流の推進

◇国際交流センター主催による報告会が行われているが、関係者以外の参加が少なく、また、これ以外に町民周知の機会はない。このため、センターとも連携を図りながら、より効果的な実施方法を検討するとともに、派遣者の経験をまちづくりに還元していくための仕組みづくりなど検討していくべきである。

III 医療・保健・福祉

生活習慣病予防・重症化予防の推進

◇健康づくり推進委員との連携や平成29年度から開始したみなし健診により、健診率の向上が図られてきた。今後も、医療機関と協力したみなし健

診の取り組み強化を図るとともに、保健師などのマンパワーの充実についても検討すべきである。

医療水準の維持・確保、救急医療体制の維持・確保

◇栗山赤十字病院の改築に関わっては、将来を見据えた本町にふさわしい医療環境のあり方など、町民参加を得ながら十分かつ慎重に検討したうえで判断すべきである。また、改築の場合は多額の公費負担も想定されることから、単に施設の老朽化対策ということだけでなく、今後の経営改善や信頼される病院づくりへのビジョンなど、これらに基づいた中で検討を進めるべきである。



子育て家庭への支援

◇子ども医療費助成は、育児家庭への経済的負担軽減など、少子化対策として重要な制度であるが、一方で過剰受診を生む一因との懸念もあることから、改めて医療費抑制を含めた制度運用を考えていくべきである。

子どもの健全育成の推進

◇児童センターや子育て支援センターでの事業展開は、居場所づくりや人間関係の基礎づくりなど児童の健全育成のほか、ボランティアで携わる高齢者の生きがいづくりにもつながっていることから、さらに推進を図っていくべきである。

障がい者の社会参加・自立支援

◇障がい者雇用については、国も積極的に取り組みを進めており、障がい者の一般就労に向けての就労移行につながる事業所等の環境整備を進めている。今後、障がい者雇用の考え方などについて、町内の就労支援事業所や町内企業から意見聴取を行い、効果的な対応について協議すべきである。

て、町内の就労支援事業所や町内企業から意見聴取を行い、効果的な対応について協議すべきである。



IV産業

商業の振興

◇イベント開催時において、商店街地域では栗夢プラザや各店舗のトイレ、さらに仮設トイレで対応しているが、来場者に対して数は不足しており、また、いずれも障がい者対応となっていないことから、来場者への配慮や本町の観光振興、さらに環境衛生面を含め、対応策を検討すべきである。

企業誘致・新産業創出の推進

◇地域経済の好循環に向けては、企業進出など雇用の場の確保が重要である。

ため、道外企業はもとより、地元企業を通じた情報収集や道内企業の誘致を積極的に推進していくべきである。

V都市基盤

公共交通システムの充実

◇地域の活性化や移住・定住などを促進していくためには、公共交通網の確保が不可欠であることから、札幌方面との交通手段の拡充はもとより、千歳方面やポールパーク建設が決定した北広島方面への新たな交通手段を積極的に検討すべきである。

市街地形成の推進

◇旧継立中学校の跡地活用は、地域資源を活かした南部地域の活性化を目的に検討が進められているが、現時点で具体化には至っていない。他の活用事例も参考としつつ、早期活用に向けた対策を講じるべきである。

【第6次総合計画

分野別の主な施策】

I生活環境 全25事業

広域共同処理による安定したごみ処理体制の確立や、地域と連携した防災体制の構築、高齢運転者の免許証自主返納支援制度の創設など、安心して暮らせるふるさとづくりをさらに推進します。

II教育 全53事業

地域と連携したふるさと教育やキャリア教育の推進、介護福祉学校の学生確保対策、栗山高等学校の生徒確保に係る支援制度の拡充や魅力づくり、文化振興基金を活用した地域文化の振興など、人々が輝くふるさとづくりをさらに推進します。



III医療・保健・福祉 全28事業

妊産婦タクシー助成制度や育児応援企業への奨励金制度の創設、ケアラー支援推進条例の制定、ふるさと福祉基金を活用した障がい者の生活・就労支援など、健康に暮らせるふるさとづくりをさらに推進します。



IV産業 全27事業

省力化やコスト低減に向けた農業ICT技術の導入支援、賑わいある商店街づくりに向けた活性化計画の策定、新規起業・創業を促進するための支援制度の創設、関係機関と連携した新たな観光推進組織の設置など、賑わいと活力あるふるさとづくりをさらに推進します。

V都市基盤 全28事業

町営バスの運行体系の見直し、雨煙別川のかまちづくり、新町地区の再開発整備事業の推進や継立中学校の跡地活用、角田地区への商業施設誘致など、快適でやすらぐふるさとづくりをさらに推進します。



VI地域経営 全26事業

町内会・自治会の区域再編に対する支援制度の創設、災害時の情報伝達手段を兼ねたコミュニティ放送局の開設など、みんなが主役のふるさとづくりをさらに推進します。

まちの将来像である「誰もが笑顔で、安心して暮らすまち」の実現を目指し、今後4年間、町民の皆さんと一丸となってこの計画を推進していきます。

なお、改訂版の詳細は、町ホームページへ掲載するとともに、ダイジェスト版を今後、全戸配布します。

ふるさと
栗山です。



【重点プロジェクト】

①若者定住対策

子どもたちの笑顔が輝くまち

「子育てするなら栗山で」と、若者世代から選択されるまちづくり
●重点1 若者世代が移住・定住しやすい環境づくりの推進
●重点2 安心して子育てができる環境づくりの推進
●重点3 特色ある豊かな教育環境づくりの推進

②健康寿命延伸

生涯を自分らしく暮らすまち

町民の健康意識を高め、元気高齢者が活躍するまちづくり
●重点1 町民全体の健康意識の醸成
●重点2 生活習慣改善と疾病予防の推進
●重点3 高齢者による社会参加の環境づくりの推進

③自然環境保全・再生

人と自然が共生するまち

豊かな自然・里山環境を守り、次世代につなぐまちづくり
●重点1 自然教育中長期ビジョンの策定と推進体制の整備
●重点2 町民参加による自然環境保全・再生運動の推進
●重点3 自然体験教育の充実

④産業活性化対策

地域の潜在力を活かすまち

農業基盤を活かした交流人口拡大と、雇用・産業創出のまちづくり
●重点1 農業基盤を活かした6次産業化の推進
●重点2 地域資源を活かした観光・交流産業づくりの推進
●重点3 各産業の担い手育成の推進

第19回 統一地方選挙

4年に一度の統一地方選挙は、これからの北海道や栗山町の方向を決める重要な選挙です。
貴重な一票を無駄にすることなく、皆さん必ず投票しましょう。

■知事・道議選挙

○住所要件

知事選挙は、3月20日（基準日）現在、道議会議員選挙は、3月28日（基準日）現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方

▼転出された方

昨年12月29日以降に道内の他市町村に転入届を提出された方は、投票日当日に栗山町に住んでいたときの住所の投票所、または、期日前投票期間中に町選挙管理委員会でも期日前投票をすることができます。また、転出先の市町村で不在者投票をすることができます。いずれの投票方法による場合でも、市町村長の発行する「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の提示、または、「引き続き道内に住所を有する旨の確認」の申請をしていただき、引き続き道内に住所を有することの確認が必

要となります。

▼転入された方

昨年12月29日以降に、道内の他市町村から栗山町に転入届を提出された方は、投票日当日に前住所地の投票所、または、期日前投票期間中に前住所地の期日前投票所で投票することができます。また、町選挙管理委員会でも不在者投票をすることができます。いずれの投票方法による場合でも、市町村長の発行する「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」の提示、または、「引き続き道内に住所を有する旨の確認」の申請をしていただき、引き続き道内に住所を有することの確認が必要となります。

○年齢要件

平成13年4月8日までに生まれた方（平成31年4月7日現在で満18歳以上）

■町議選挙

○住所要件

4月15日（基準日）現在で、本町に引き続き3カ月以上住民登録されている方。本町の選挙人名簿に登録されていても、投票日まで他市町村へ転出された方は町議選挙の投票はできません。

○年齢要件

平成13年4月22日までに生まれた方（平成31年4月21日現在で満18歳以上）

■期日前投票

投票日当日に仕事、旅行などの理由で投票できない方は、期日前投票をすることができます。入場券の裏面の宣誓書に記入していただくだけで投票できます。（事前に記入して持参いただくと、短時間で投票できます）

なお、期日前投票を行う日において、まだ選挙権を有していない

投票日 **4月7日** 日 午前7時から午後7時まで

- 北海道知事選挙 / 告示日 3月21日(木)
- 北海道議会議員選挙 / 告示日 3月29日(金)

投票日 **4月21日** 日 午前7時から午後7時まで

- 栗山町議会議員選挙 / 告示日 4月16日(火)

栗山町議会議員 立候補予定者説明会

次のとおり説明会を行いますので、関係者はお集まり願います。

【日時】3月25日(月) 14:00～

【場所】役場第1会議室（3階）

【問い合わせ】

町選挙管理委員会

☎ 72-1362



方（18歳未満の方）は期日前投票はできません。この場合は、不在者投票をすることになりますので、町選挙管理委員会に申し出てください。

■不在者投票

○病院・施設に入院・入所中の方
病院に入院や施設に入所しているため、投票所へ行けない場合、それぞれの病院や施設に申し出ることで、そこで不在者投票をすることができます。

○仕事先・旅行先での不在者投票
仕事や旅行で町外に滞在している方は、町選挙管理委員会に不在者投票の請求手続きをして、郵便で投票用紙などの交付を受け、滞在先の市町村で投票を行うことができます。

○郵便などによる不在者投票
次に該当する方で郵便による不在者投票を希望される場合は、事前に郵便等投票証明書の交付手続きが必要になりますので、お早めに町選挙管理委員会に申し出てください。

▼身体障害者手帳1・2級（両下肢・体幹・移動機能の障がい）、1・3級（心臓・腎臓などの障がい）、1・3級（免疫・肝臓の障がい）をお持ちの方

▼介護保険の要介護状態区分が、被保険者証要介護5の方

■期日前投票・不在者投票のできる期間

◇それぞれの選挙の告示日の翌日から投票日の前日までの期間

◇受付時間は、午前8時30分から午後8時までの間、町選挙管理委員会室（役場庁舎1階）で行っています。（土・日曜日でも投票できます）

■投票所・入場券

◇投票所入場券に記載されている指定の投票所で投票ください。

◇知事選挙と道議選挙の入場券は3月30日(土)ころ、また、町議選挙は4月17日(水)ころに郵送します。

※配達完了までに2～3日間かかる場合があります。

◇入場券は大切に保管し、投票日に忘れず持参してください。もし紛失したり、当日忘れた方は、投票所の受付で再交付を受けてください。

■開票

開票はそれぞれ投票日当日の、午後8時から町スポーツセンターで行います。

選挙事務従事者（臨時職員）を募集

【勤務日程】

4月6日(土) 午後4時～6時
4月7日(日) 午前7時～午後7時

【支給賃金】

2日間合計 14,000円（所得税控除後 13,901円）

【従事場所】

町内の各投票所

【採用要件】

町内に住所を有する18歳～60歳の方

【募集人数】

5人

【申込方法】

所定の申込用紙を町選挙管理委員会直接受け取るか、町ホームページからダウンロードし、3月18日(月)午後5時までに申し込み（必着）

※採用の可否は個別に通知します。

【申込先・問い合わせ】 町選挙管理委員会 ☎ 72-1362

